

# 第1編 総則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、周防大島町防災会議が作成する計画であって、町の地域における地震災害（以下「震災」という。）災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

○本編第1編第1章第2節「計画の性格」

### 第3節 防災に関する組織及び実施責任

○本編第1編第1章第3節「防災に関する組織及び実施責任」

### 第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置

○本編第1編第1章第4節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置」

#### 第1項 周防大島町

機 関 の 名 称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
周防大島町	1 町防災会議に関すること。 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4 防災に関する施設または設備の整備に関すること。 5 町が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難の勧告または指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する

機 関 の 名 称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
	<p>こと。</p> <p>11 被災者の救助及び救護措置に関すること。</p> <p>12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。</p> <p>13 施設設備の応急復旧に関すること。</p> <p>14 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する こと。</p> <p>16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導 に関すること。</p> <p>17 その他災害発生の防御または拡大の防止のための措置に関すること。</p> <p>18 災害広報に関すること。</p> <p>19 ボランティアの活動支援に関すること。</p> <p>20 義援金品の受入れ・配分に関すること。</p>

## 第2項 指定地方行政機関

機関の名称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
中国管区警察局	<p>1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関すること。</p> <p>2 他管区警察局との連携に関すること。</p> <p>3 関係機関との協力に関すること。</p> <p>4 情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>5 警察通信の運用に関すること。</p> <p>6 津波警報の伝達に関すること。</p>
中国財務局 (山口財務事務所)	<p>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</p> <p>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上合に関すること。</p> <p>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</p> <p>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸 付等に関すること。</p>
中国四国厚生局	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整(災害時における医 療の提供)</p>
中国四国農政局 (山口支局)	<p>1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。</p> <p>2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業によ る農地、農業用施設の防護に関すること。</p> <p>3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。</p> <p>4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関す ること。</p> <p>5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保 全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。</p> <p>6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 に関すること。</p> <p>7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利 用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。</p> <p>8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金 等の融資に関すること。</p> <p>9 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</p>
近畿中国森林管理局 (山口森林管理事務所 岩国農林事務所森林 部)	<p>1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。</p> <p>2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。</p> <p>3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。</p> <p>4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。</p> <p>5 森林火災防止対策に関すること。</p>

機関の名称	事務 または 業務 の 大 綱
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関する事。</li> <li>3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関する事。</li> <li>4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関する事。</li> </ol>
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保安の確保に必要な監督指導に関する事。</li> <li>3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関する事</li> <li>4 鉱山施設の保全の監督指導に関する事。</li> </ol>
中国運輸局 (山口運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関する事。</li> <li>4 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関する事。</li> <li>5 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関する事。</li> </ol>
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。</li> <li>2 航空機事故の応急対策に関する事。</li> <li>3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関する事。</li> </ol>
第六管区海上保安本部 (広島海上保安部 柳井海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する事。</li> <li>2 航路標識の施設の保全に関する事。</li> <li>3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事。</li> <li>4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関する事。</li> <li>5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関する事。</li> <li>6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関する事。</li> </ol>
福岡管区气象台 (下関地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。</li> <li>2 気象業務に必要な観測体制の充実、及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関する事。</li> <li>3 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関する事。</li> <li>4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事。</li> <li>5 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援・協力に関する事。</li> <li>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、山口県や市町に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。</li> <li>7 山口県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。</li> </ol>
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関する事。</li> <li>2 災害時に備えての電気通信施設(有線施設及び無線施設)整備のための調整並びに電波の監理に関する事。</li> <li>3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関する事。</li> <li>4 通信機器の供給の確保に関する事。</li> <li>5 災害対策用移動電源車の貸与に関する事。</li> </ol>

機関の名称	事務または業務の大綱
山口労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。</li> <li>災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。</li> <li>労働者災害補償保険の給付に関すること。</li> <li>失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。</li> <li>被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。</li> </ol>
中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。</li> <li>地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。</li> <li>国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関すること。</li> <li>災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。</li> <li>災害時における交通確保に関すること。</li> <li>海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣。</li> <li>その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。</li> </ol>
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。</li> <li>災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。</li> </ol>
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。</li> <li>災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。</li> </ol>

### 第3項 山口県出先機関

機関の名称	事務または業務の大綱
柳井土木建築事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における管内区域の県管理の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。</li> <li>管内区域の県管理の道路及び橋梁、河川、及び砂防施設の被害調査及び災害復旧に関すること。</li> <li>海岸保全施設の被害調査及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
柳井農林事務所 農村整備部	<p>災害時における管内区域の県管理の農業道路及び水利施設等の応急対策、被害調査及び災害復旧に関すること。</p>
柳井健康福祉センター 保健環境部 (柳井環境保健所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災地における食品衛生及び環境衛生（ごみ、がれき処理、清掃）に関すること。</li> <li>給水の確保、あっせんに関すること。</li> <li>保健、防疫して市町の指導及び応援に関すること。</li> <li>医薬品及び衛生器材の確保、配分に関すること。</li> <li>医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。</li> <li>医療に関して市町の指導及び応援に関すること。</li> <li>被災者の救助、医療救護に関すること。</li> <li>地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。</li> <li>被災者の健康管理、保健相談に関すること。</li> <li>毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。</li> </ol>
柳井健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。</li> <li>災害救助関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>災害救助法に基づく救助の実施に関すること。</li> <li>市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。</li> <li>救援物資の現地配分、配送に関すること。</li> </ol>
柑きつ振興センター	<p>災害時における管内区域の柑橘等の応急対策、被害調査、災害復旧に関すること。</p>

機関の名称	事務または業務の大綱
柳井農林事務所森林部	治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧に関すること。
柳井農林事務所農業部	農産物の応急対策及び被害調査に関すること。
東部家畜保健衛生所	災害時における家畜伝染病対策に関すること。
柳井水産事務所	水産関係施設等の防災に関すること。

#### 第4項 警察

機関の名称	事務または業務の大綱
山口県警察本部 (柳井警察署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出救護に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> <li>9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。</li> </ol>

#### 第5項 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (第17普通科連隊)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成。</li> <li>(3) 防災に関する教育訓練の実施。</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施</li> <li>(2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与または譲与</li> </ol> </li> </ol>

#### 第6項 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
日本赤十字社 山口県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。</li> <li>2 輸血用血液の確保、供給に関すること。</li> <li>3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。</li> <li>4 地方公共団体以外の団体または個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。</li> <li>5 義援金の受入れ・配分に関すること。</li> </ol>
日本放送協会 (山口放送局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</li> <li>2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。</li> <li>3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。</li> </ol>
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
株式会社NTTドコモ (中国支店山口支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
日本通運株式会社 (周南支店柳井営業)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
所 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	
中国電力株式会社 (柳井営業所)	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
日本郵便株式会社 (郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。

### 第7項 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
一般社団法人 山口県医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
公益社団法人 山口県看護協会	1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
一般社団法人 山口県 トラック協会	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
公益社団法人 山口県バス協会 サンデン交通株式会社 防長交通株式会社 平生営業所	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送 株式会社 テレビ山口 株式会社 エフエム山口 山口朝日放送 株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 震災時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

### 第8項 公共的団体

機関の名称	事務または業務の大綱
山口大島農業協同組合	被災時における融資の斡旋及び資金の導入並びに生産資材及び生活用物資等の確保、協力に関すること。
周防大島町商工会	生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
山口県東部森林組合	林業防災及び災害対策用木材等の確保、協力に関すること。
漁業協同組合	被災時における融資の斡旋及び資金の導入並びに生産資材及び生活用物資等の確保、協力に関すること。
周防大島町社会福祉協議会 婦人会	1 町が行う避難及び応急対策への協力に関すること。 2 被災者の保護及び救援物資の支給に関すること。
大島郡医師会 大島郡歯科医師会 柳井薬剤師会	1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。

## 第9項 住民・事業所のとるべき措置

機関の名称	とるべき措置
住民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 町及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者の避難の誘導、安全対策の実施に関すること。 2 石油類、LPガス類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理または取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他の企業	町及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、概ね次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

## 第5節 地震防災緊急事業五箇年計画

本町を災害に強い町にしていくため、災害を防止・緩和するための広域的・総合的な整備を進めることとし、この計画の推進にあたっては、地域防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に想定する地震防災緊急五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に実施すべき必要な事業について定めるものとする。

## 第2章 周防大島町の地震環境と地盤

### 第1節 町土の概況

#### 第1項 地勢

○本編第1編第2章第1節第1項1「地勢」

#### 第2項 気候

○本編第1編第2章第2節第1項1「気象の特徴」

#### 第3項 社会環境

○本編第1編第2章第1節第2項1「人口」

○本編第1編第2章第1節第2項2「交通」

### 第2節 地震活動環境

#### 第1項 地質

##### 1 地質

○本編第1編第2章第1節第1項2(1)「地質」

##### 2 災害との関連

本町の北には大竹断層系、南には中央構造線系の活断層が分布し、平成13年には近傍で芸予地震が発生している。地震時の地盤に関する災害の注意点としては、町内全域でマサなどの風化岩や土砂が分布するため、家屋背後や道路沿いの急斜面の崩壊や落石があげられる。また、海岸や河川近くの砂層からなり地下水の高い地盤での液状化による沈下や側方移動にも注意が必要である。

#### 第2項 活断層

山口県東部の活断層は、本町から北西約20kmの周辺に集中しており、「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層は、広島県大竹市から岩国市を通り周東町付近にかけての小方-小瀬断層と、その周辺の岩国断層、甘木山断層の存在が確認されており、山口県西部には、菊川断層が分布している等、その多くの活断層が確認されている。

また、岩国断層帯と菊川断層ではトレンチ調査が実施されている。

本町近辺の活断層データ

断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	傾斜	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	傾斜
小方-小瀬断層	Ⅰ	B	26	NE	NW	長野断層	Ⅱ	B	3	NE	
岩国断層	Ⅰ	B	10	NE	NW	熊毛断層	Ⅱ		17	E NE	
甘木山断層	Ⅰ	B	4	NE		徳山市北断層	Ⅱ		6	EW	
小畑断層	Ⅱ		10	NE							



※ 確実度：活断層の存在の確かさ

活動度：過去における活動の程度（Aは活動度が最も高く、以下B・Cの順）

（資料：1991年「続編 日本の活断層（マグニチュード及び平均再来間隔については、工業技術院地質調査所及び山口県の調査結果による。）」）

	岩国断層帯	菊川断層
再来間隔	約15,000年	約9,000～11,500年
最新活動時期	約9,000年前	約7,000～2,000年前
活動規模	マグニチュード7程度	マグニチュード6.9～7.0
活動度	B (平均変位速度：10cm以上1m未満/1000年)	B (平均変位速度：10cm以上1m未満/1000年)
断層長	20km程度	18～20km(確実度Iの範囲)
再来予測	約6,000年後	約2,000～9,500年後

資料：「山口県地域防災計画 震災対策編」（平成27年度、山口県防災会議）

### 第3項 地震活動

本町における昭和以降の地震活動の概要は以下のとおりである。数としては少ないが、本町周辺でもM6クラスの地震が各地で発生している。特に2001年3月には安芸灘を震源地とする芸予地震（M6.7）が発生し、本町でも大きな被害を受けており、今後においても、大規模な地震の発生が予想されており、十分な注意が必要と思われる。

発生年月日	深さ(km)	マグニチュード	震源地	最大震度(周防大島町)
1941年(昭和16年) 4月6日	10	6.2	山口県北岸	—
1949年(昭和24年) 7月12日	40	6.2	安芸灘	—
1979年(昭和54年) 7月13日	70	6.1	伊予灘	—
1983年(昭和58年) 8月26日	116	6.8	大分県北部	—
1987年(昭和62年) 11月18日	8	5.2	山口県東部	—
1991年(平成3年) 10月28日	19	6.0	周防灘	—
2001年(平成13年) 3月24日	46	6.7	安芸灘	5強
2001年(平成13年) 3月25日	47	4.5	安芸灘	4
2001年(平成13年) 3月26日	46	5.2	安芸灘	4
2006年(平成18年) 6月12日	145	6.2	大分県西部	4
2006年(平成18年) 9月26日	70	5.3	伊予灘	4
2010年(平成22年) 2月21日	13	4.5	伊予灘	4
2014年(平成26年) 3月14日	78	6.2	伊予灘	4

資料：「震度データベース検索」（気象庁ホームページ）・・・2001（平成13）年以降の周防大島町で震度4以上の地震

表 芸予地震による被害

		久賀町	大島町	東和町	橘町	計	
人的被害	重 軽 傷 (人)	1	1	1		3	
家屋被害	全壊 (棟)			3		3	
	半壊 (棟)			34		34	
	一 部 破 損 (棟)	14	5	348	50	417	
非住家被害	そ の 他 (棟)			43		43	
被害額 (千円)	農林	農作物施設		3,666	7,040	10,706	
	水産	漁港施設		10,550	7,938	18,488	
	土木	道路	11,143	17,034	34,484	4,793	67,454
		海岸 (港湾分)		1,635			1,635
		港湾		4,523			4,523
		土木計	11,143	23,192	34,484	4,793	73,612
	文教	学校施設等	504	790	500	744	2,538
	総額		11,647	23,982	38,650	12,577	86,856
土木 (千円) (市町村工事分)	道路	11,143			4,793	15,936	

資料：総務課

### 第3節 津波

#### 第1項 既往津波

総延長約 1,500km の長い海岸線を有する本県の沿岸は、日本海側と瀬戸内海側に分けられ、瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した 1707 年宝永地震をはじめ、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が古文書等に記載されている。

本町では、大きな津波の記録はないが、震源地の位置によって、被害を受ける可能性がある。

#### 第2項 津波浸水想定 (瀬戸内海沿岸)

津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 12 月 27 日施行)に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、県は、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。

##### 1 堤防等の条件

選定にあたり、堤防等の条件は、次のとおり設定している。

- (1) 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震により全て破壊され、機能しない。
- (2) 盛土構造物の海岸堤防等は、地震により地震前の 25% の高さまで沈下し、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しない。
- (3) 初期潮位は満潮位。



	県推計結果 (ha)					
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
周防大島町	455	367	204	68	—	—
県計	8,659	7,466	4,971	2,006	4	—

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合

※「—」は浸水なし

## 5 最高津波水位等

南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による本町の最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間は下表のとおりである。

南海トラフ巨大地震では、最高津波水位が小松港で3.7m (T.P.) が最大であり、173分後に到達する。海面変動は、白木港で24分後の発生が比較的早い。

周防灘断層群主部による地震では、最高津波水位が安下庄港で2.1 (T.P.) が最大であり、128分後に到達する。海面変動は、同じく安下庄港で97分後の発生が比較的早い。

代表地点	対象地震	最高津波水位		最高津波水位到達時間 (分)	海面変動	
		(T.P. m)	うち (m) 津波波高		影響開始時間 (分)	上昇 下降
久賀港	南海トラフ巨大地震	2.8	1.2	417	40	下降
	周防灘断層群主部	1.8	0.2	121	—	—
白木港	南海トラフ巨大地震	2.8	1.2	426	24	上昇
	周防灘断層群主部	1.8	0.2	176	—	—
伊保田港	南海トラフ巨大地震	2.6	1.0	197	105	下降
	周防灘断層群主部	1.8	0.2	119	—	—
安下庄港	南海トラフ巨大地震	3.3	1.7	169	46	下降
	周防灘断層群主部	2.1	0.5	128	97	上昇
小松港	南海トラフ巨大地震	3.7	2.1	173	25	下降
	周防灘断層群主部	1.9	0.3	152	147	上昇

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第2位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値

※「海面変動影響開始時間」の欄の「—」は±20cmの水位変化が生じる津波が到達していないことを示し、0分は地震発生直後に±20cmの水位変化があることを示す。

## 第3章 被害想定

県は、地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、平成20年3月に被害想定調査としてとりまとめた。

その後、平成23年3月11日にマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者が1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」が設置され、本県で想定される地震を類型別に再検証した。

また、南海トラフ地震については、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討を踏まえ、平成24年4月に新たに「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の方法を参考に被害想定を見直した。

これら県が実施した被害想定調査から本町に影響する地震について取りまとめた。

### 第1節 被害想定的前提条件

#### 第1項 想定地震

##### 1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%程度の確立で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」が該当する。

また、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

##### 2 その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

このうち、本町に影響する地震としては、「徳佐一地福断層」、「周防灘断層群主部」、「佐波川断層」、「大河内断層」、「日積断層」のそれぞれの断層による地震がある。

#### 第2項 想定地震の概要

##### 1 主要な断層による地震

###### (1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば、平成27年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。

南海トラフ地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されており、本県では、このモデルのうち本県で被害が最も大きくなるケースを対象に被害想定を実施した。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M9.0とする。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。

## (2) 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生している。平成13年（2001年）芸予地震（M6.7）もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治38年（1905年）芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25と設定した。

## (3) 県内活断層による地震（直下型）

### ア 大竹断層（小方～小瀬断層）

県東部を北東～南西方向に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層（小方～小瀬断層）」と「岩国断層」及びその間に存在する「甘木峠断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層（小方～小瀬断層）」を対象として、平成4年～平成8年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所（現（独）産業技術総合研究所活断層センター）によって断層の長さは20km程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約44kmと評価している。しかし、本県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、本調査では「大竹断層（小方～小瀬断層）」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、「大竹断層（小方～小瀬断層）」の断層長さ26km、M7.2と設定する。

### イ 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する5区間の活断層の一つであり、今後30年以内の発生確率はほぼ0～0.4%（M8.0程度若しくはそれ以上）とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。

本活断層による地震が発生した場合には周防大島町などの県東部沿岸地域での影響が大きいと考えられる。

断層諸元は国の長期評価を参考に、断層長さ130 k m、M8.0と設定する。

## 2 その他の断層による地震

主な活断層以外の活断層についても、活動した場合には、局所的に大きな揺れと被害を生じる。その他の断層において、本市に影響を及ぼす地震を発生させる断層としては、周防灘断層群主部、佐波川断層、大河内断層がある。

### (1) 徳佐―地福断層

「山口県の活断層」に記載されている断層で、『大原湖断層系』の北東延長部に位置する断層であり、島根県と山口県の県境に位置する野坂峠から南西に延び、阿東町徳地と地福を経て木戸山西方に至る。阿東町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」と「山口県地質図」を参考に、断層長さ25.1 k m、M7.2と設定する。

### (2) 周防灘断層群主部

平成20年11月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ44.1km、M7.6と設定する。

### (3) 佐波川断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ34.4 k m、M7.4と設定する。

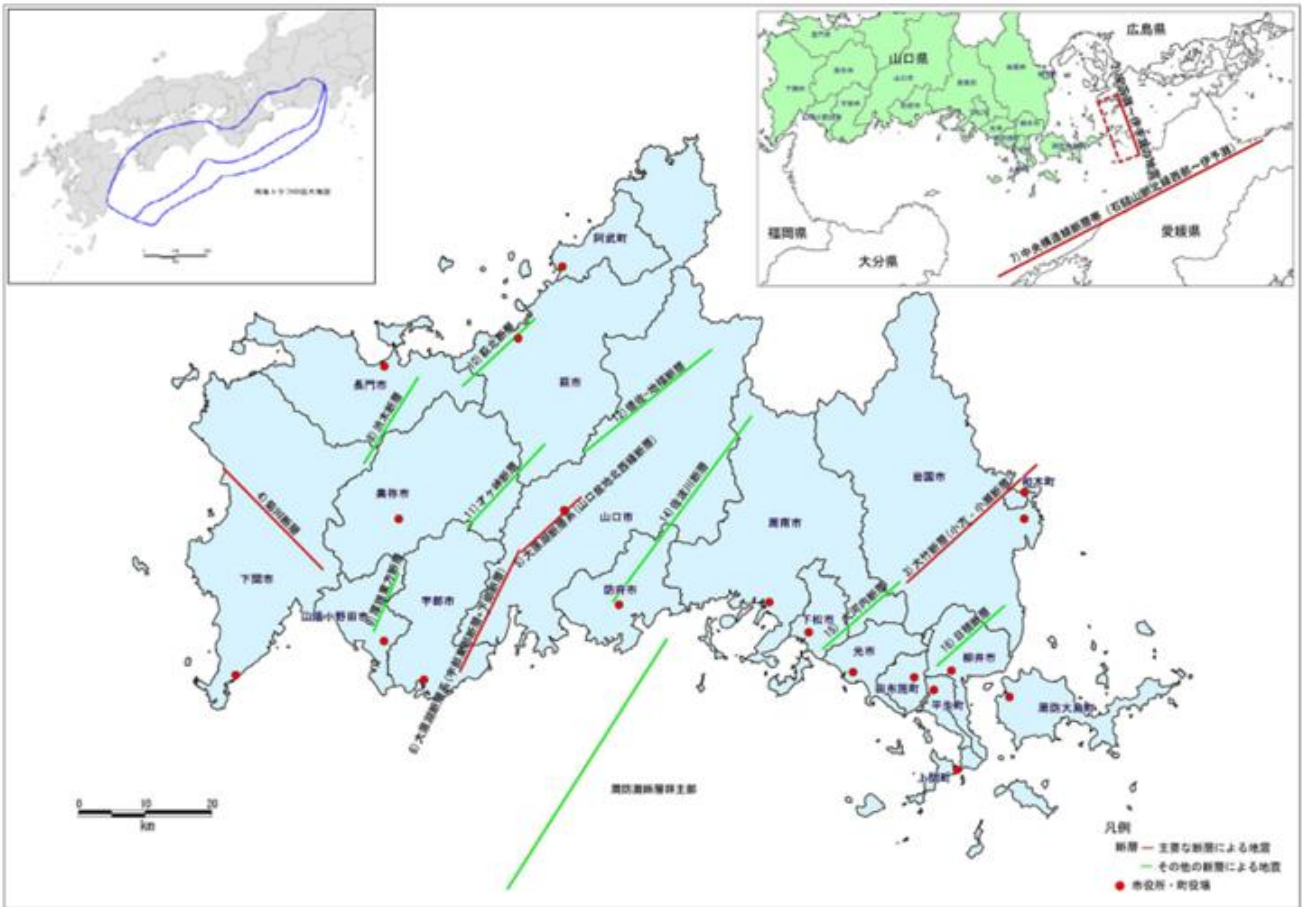
### (4) 大河内断層

国の地震調査研究推進本部で、『岩国断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めているが、確実度や調査精度の異なる断層である点から、別に設定する。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定する。したがって、断層諸元は「新編・日本の活断層」を参考に、断層長さ15.1km、M6.8と設定する。

### (5) 日積断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、柳井市、田布施町、平生町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ13.4 k m、M6.7と設定する。

想定地震位置図



### 第3項 発災季節と発災時刻

#### 1 南海トラフ巨大地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の 2 ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。</li> <li>建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。</li> <li>また、津波からの避難が遅れることにもなる。</li> </ul>	夜間人口
②	夏の昼 12 時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。</li> <li>海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> <li>木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。</li> </ul>	昼間人口



ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
③	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

## 2 南海トラフ巨大地震以外の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民等の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝 5 時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。</li> <li>建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。</li> </ul>	夜間人口
②	冬の昼 12 時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。</li> <li>外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。</li> </ul>	昼間人口
③	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。</li> </ul>	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

## 第2節 被害想定結果

各想定地震による周防大島町の想定被害の概要は以下のとおりである。

### 1 南海トラフ巨大地震（周防大島町）

想定項目	被害量	想定地震	南海トラフ巨大地震
		地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
地震動・液状化	最大震度		6弱
	震度6弱以上のエリア位置		—
	震度6弱以上のエリア面積		町全面積の17.4%
	震度5弱及び強のエリア面積		町全面積の82.6%
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)		—
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	94箇所
		地すべり	8箇所
		山腹崩壊	19箇所

想定項目	被害量	想定地震	南海トラフ巨大地震
		地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
津波	代表地点（※1）における ・最高津波水位 ・最高津波水位到達時間		3.7T.P.m 173分
	1cm以上の浸水面積 ※2		8,659ha
建物被害 （※3）	全壊棟数（うち、液状化、津波が原因）		351棟（178棟、97棟）
	全壊の主な原因（揺れ、液状化、土砂災害、津波）		18%、51%、3%、28%
	半壊棟数（うち、津波が原因）		2,374棟（1,019棟）
	焼失棟数		0棟
人的被害 （※4）	死者数（うち、津波が原因）		71人（67人）
	負傷者数（うち、建物倒壊が原因、うち、津波が原因）		192人（177人、14人）
	重傷者数（負傷者の内数） （うち、建物倒壊が原因、うち、津波が原因）		11人 （6人、5人）
	災害時要援護者数		—
	自力脱出困難者数		6人
	津波被害に伴う要救助者		—
ライフライン 施設被害 （※4）	上水道（断水人口）		17,586人
	下水道（機能支障人口）		269人
	電力（停電軒数）		912軒
	通信（固定電話不通回線数）		554回線
	ガス（供給停止数）		0戸
交通施設 被害 （※4）	緊急輸送道路（被害箇所数）		3箇所
	道路（被害箇所数）		40箇所
	鉄道（被害箇所数）		—
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		0岸壁
生活支障 （※4）	避難者（1日後の避難者数）		0.5万人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		496人
	物資不足量（1日後の食糧需要）		1.8万食
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）		54基
	医療機能支障（医療需要過不足数）		—
その他施設等被害 （※4）	石油コンビナート（被害箇所数）		—
	孤立集落（孤立世帯数）		214世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設）		0箇所
	ため池（破堤による災害発生の危険性が高い箇所数）		4箇所
	震災廃棄物発生量（災害廃棄物）（*津波堆積物なし）		24万トン
経済被害	直接被害（建物倒壊等及び社会基盤の合計）		681億円

※1：市町ごとに設定しているおもな港湾・漁港等（代表地点）での最高津波水位。代表地点が複数ある場合は高い値を採用。本町は小松港とした。

※2：「津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）について（解説）」（山口県、H25.12.24公表）において示された、津波断層モデルを6ケースを重ね合せた場合の浸水面積。同条件の県全体の浸水面積は8,659ha

※3：被害想定実施ケースですべて同じ

※4：冬の夕方18時の場合の被害量（火災による被害がないため、風速の異なるケースですべて同じ）

資料：「南海トラフ巨大地震の被害想定結果について 結果の概要について」（H26.3.27、山口県地震・津波防災対策検討委員会）

2 南海トラフ巨大地震以外（周防大島町）

(1) その1（主要な断層）

想定項目	被害量	想定地震	安芸灘～伊予灘 の地震	大竹断層 (小方～小瀬断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)
		地震規模	M7.25	M7.2	M8.0
		地震タイプ	スラブ内 (プレート内)	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
地震動・ 液状化 (県全 体)	最大震度		6弱	7	6強
	震度6弱以上のエリア位置		周防大島町、岩 国市、柳井市	下松市、和木 町、岩国市、光 市など9市町	下松市、上関 町、周防大島 町、平生町など 10市町
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の0.1%	県全面積の15.7%	県全面積の3.8%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の 44.1%	県全面積の45.2%	県全面積の88.2%
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)		県全面積の0.2%	県全面積の0.7%	県全面積の0.6%
津波	津波の高さ、到達時間、浸水深		—	—	—
土砂災害	発生危険度が 高い箇所	急傾斜地崩壊	42箇所	25箇所	237箇所
		地すべり	7箇所	7箇所	10箇所
		山腹崩壊	17箇所	9箇所	33箇所
建物被害	全壊の主な原因（割合）		液状化 (78%)	液状化（81%）	揺れ（44%）
	全壊棟数		221棟	135棟	751棟
	全壊の主な原因（揺れ、液状化、 土砂災害、津波）		4%、78%、 18%、0%	1%、81%、 16%、0%	44%、32%、 24%、0%
	半壊棟数		978棟	463棟	3,419棟
	焼失棟数*		0棟	0棟	402棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
	上記のケースの死者の主な原因		土砂災害	土砂災害	土砂災害、建物倒 壊
	上記のケースの死者数		4人	2人	36人
	上記のケースの負傷者数		46人	19人	232人
	上記のケースの重症者数（負傷者の内数）		3人	2人	20人
	重傷者数（負傷者の内数） （うち、建物倒壊が原因、）		3人 (1人)	2人 (1人)	20人 (11人)
	災害時要援護者数		2人	1人	15人
	自力脱出困難者		1人	0人	40人
ライフライン 施設被害	上水道（1日後の断水人口）		9,787人	4,691人	17,258人
	下水道（機能支障人口）		2,082人	1,936人	2,530人
	電力（停電件数）（1日後）*		165軒	136軒	1,732軒
	通信（固定電話不通回線数）*		0回線	0回線	207回線
	ガス（供給停止世帯数）		0世帯	0世帯	0世帯
交通施設 被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		2箇所	2箇所	3箇所
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所 数）		0箇所	0箇所	2箇所
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所 数）		—	—	—
	港湾（被害度がかかなり高い岸壁数）		0岸壁	0岸壁	0岸壁
	空港（山口宇部空港位置の震度）		—	—	—
生活支障	避難者（1日後の避難所生活者数）*		約3,000人	約1,000人	約5,000人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		682人	682人	682人
	物資不足量（1日後の食糧需要）*		0.7万食/日	約0.4万食/日	約1.4万食/日
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*		26基	13基	51基
	医療機能支障（医療需要過不足数）*		—	—	—
その他	石油コンビナート（被害箇所数）		—	—	—

想定項目	被害量	想定地震	安芸灘～伊予灘 の地震	大竹断層 (小方-小瀬断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)
		地震規模	M7.25	M7.2	M8.0
		地震タイプ	スラブ内 (プレート内)	内陸 (地殻内)	内陸 (地殻内)
施設等 被害	孤立集落 (孤立世帯数)		214 世帯	214 世帯	214 世帯
	重要施設 (機能支障 可能性が ある施設) *	災害対策拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		避難拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		医療拠点	0 箇所	0 箇所	2 箇所
	ため池 (破堤による被害影響人口)		0 人	0 人	110 人
震災廃棄物発生量 *		10 万 m <sup>3</sup>	5 万 m <sup>3</sup>	36 万 m <sup>3</sup>	
経済被害	直接被害 *		約 38,734 百万円	約 24,009 百万円	約 135,508 百万円
	間接被害 *		約 2,328 百万円	約 4,331 百万円	約 11,668 百万円
	合計 *		約 41,062 百万円	約 28,340 百万円	約 147,176 百万円

\*: 冬の昼 12 時かつ風速 15m/s の場合の被害量

注. 「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

資料: 「山口県地震被害想定調査報告書」(H20 年度、山口県)

(2) その 2 (その他の断層①)

想定項目	被害量	想定地震	徳佐-地福断層	周防灘断層群主部	佐波川断層
		地震規模	M7.2	M7.6	M7.4
		地震タイプ	内陸 (地殻内)	内陸 (地殻内)	内陸 (地殻内)
地震動・ 液状化 (県全 体)	最大震度		7	6 強	6 強
	震度 6 弱以上のエリア位置		山口市、萩市、 阿武町など 6 市 町	下松市、防府 市、山口市など 8 市町	下松市、防府 市、山口市など 9 市町
	震度 6 弱以上のエリア面積		県全面積の 19.6%	県全面積の 13.6%	県全面積の 24.9%
	震度 5 弱及び強のエリア面積		県全面積の 75.9%	県全面積の 86.2%	県全面積の 74.3%
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)		県全面積の 0.8%	県全面積の 1.1%	県全面積の 1.1%
津波	津波の高さ、到達時間、浸水深		—	—	—
土砂災害	発生危険度が 高い箇所	急傾斜地崩壊	0 箇所	4 箇所	0 箇所
		地すべり	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		山腹崩壊	0 箇所	2 箇所	0 箇所
建物被害	全壊の主な原因 (割合)		液状化 (100%)	液状化 (93%)	液状化 (98%)
	全壊棟数		28 棟	58 棟	54 棟
	全壊の主な原因 (揺れ、液状化、 土砂災害、津波)		0%、100%、 0%、0%	0%、93%、 7%、0%	0%、98%、 2%、0%
	半壊棟数		39 棟	116 棟	75 棟
	焼失棟数 *		0 棟	0 棟	0 棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の昼 12 時	冬の早朝 5 時	冬の昼 12 時
	上記のケースの死者の主な原因		-	-	-
	上記のケースの死者数		0 人	1 人	0 人
	上記のケースの負傷者数		1 人	4 人	3 人
	上記のケースの重症者数 (負傷者の内 数)		0 人	1 人	1 人
	重傷者数 (負傷者の内数) (うち、建物倒壊が原因、)		0 人 (0 人)	1 人 (1 人)	1 人 (1 人)
	災害時要援護者数		0 人	0 人	0 人
ライフライン 施設被害	上水道 (1 日後の断水人口)		0 人	477 人	6 人
	下水道 (機能支障人口)		256 人	1,389 人	1,142 人
	電力 (停電件数) (1 日後) *		30 軒	83 軒	77 軒
	通信 (固定電話不通回線数) *		0 回線	0 回線	0 回線

想定項目	被害量	想定地震	徳佐-地福断層	周防灘断層群主部	佐波川断層	
		地震規模	M7.2	M7.6	M7.4	
		地震タイプ	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	
	ガス（供給停止世帯数）		0世帯	0世帯	0世帯	
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		0箇所	1箇所	1箇所	
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）		0箇所	0箇所	0箇所	
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）		—	—	—	
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		0岸壁	0岸壁	0岸壁	
	空港（山口宇部空港位置の震度）		—	—	—	
生活支障	避難者（1日後の避難所生活者数）*		約0人	約0人	約0人	
	帰宅困難者数（平日の昼間）		682人	682人	682人	
	物資不足量（1日後の食糧需要）*		約0万食/日	約0.1万食/日	約0万食/日	
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*		0基	2基	1基	
	医療機能支障（医療需要過不足数）*		—	—	—	
その他施設等被害	石油コンビナート（被害箇所数）		—	—	—	
	孤立集落（孤立世帯数）		0世帯	22世帯	22世帯	
	重要施設 （機能支障 可能性が ある施設）*	災害対策拠点		0箇所	0箇所	0箇所
		避難拠点		0箇所	0箇所	0箇所
		医療拠点		0箇所	0箇所	0箇所
	ため池（破堤による被害影響人口）		0人	0人	0人	
	震災廃棄物発生量*		1万m <sup>3</sup>	2万m <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>	

\*：冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

注：「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

資料：「山口県地震被害想定調査報告書」（H20年度、山口県）

### (3) その3（その他の断層②）

想定項目	被害量	想定地震	大河内断層	日積断層
		地震規模	M6.8	M6.7
		地震タイプ	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
地震動・液状化（県全体）	最大震度		6強	6強
	震度6弱以上のエリア位置		下松市、光市、周南市など6市町	柳井市、田布施町、平生町など7市町
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の6.0%	県全面積の3.7%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の35.4%	県全面積の22.4%
	液状化危険度がかなり高い面積（PL>15）		県全面積の0.4%	県全面積の0.3%
津波	津波の高さ、到達時間、浸水深		—	—
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	1箇所	15箇所
		地すべり	0箇所	6箇所
		山腹崩壊	1箇所	9箇所
建物被害	全壊の主な原因（割合）		液状化（96%）	液状化（81%）
	全壊棟数		56棟	115棟
	全壊の主な原因（揺れ、液状化、土砂災害、津波）		0%、96%、4%、0%	0%、81%、17%、0%
	半壊棟数		87棟	342棟
人的被害	焼失棟数*		0棟	0棟
	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の昼12時	冬の早朝5時
	上記のケースの死者の主な原因		—	土砂災害
	上記のケースの死者数		0人	2人
	上記のケースの負傷者数		3人	12人

想定項目	被害量	想定地震	大河内断層	日積断層	
		地震規模	M6.8	M6.7	
		地震タイプ	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	
	上記のケースの重症者数（負傷者の内数）		1人	2人	
	重傷者数（負傷者の内数） （うち、建物倒壊が原因）		1人 (1人)	2人 (1人)	
	災害時要援護者数		0人	1人	
	自力脱出困難者		0人	0人	
ライフライン 施設被害	上水道（1日後の断水人口）		68人	2,864人	
	下水道（機能支障人口）		1,232人	1,675人	
	電力（停電件数）（1日後）*		77軒	96軒	
	通信（固定電話不通回線数）*		0回線	0回線	
	ガス（供給停止世帯数）		0世帯	0世帯	
交通施設 被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		1箇所	2箇所	
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）		0箇所	0箇所	
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）		—	—	
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		0岸壁	0岸壁	
	空港（山口宇部空港位置の震度）		—	—	
生活支障	避難者（1日後の避難所生活者数）*		約0人	約0.1万人	
	帰宅困難者数（平日の昼間）		682人	682人	
	物資不足量（1日後の食糧需要）*		約0万食/日	約0.2万食/日	
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*		1基	9基	
	医療機能支障（医療需要過不足数）*		—	—	
その他 施設等 被害	石油コンビナート（被害箇所数）		—	—	
	孤立集落（孤立世帯数）		22世帯	22世帯	
	重要施設 （機能支障 可能性が ある施設）*	災害対策拠点		0箇所	0箇所
		避難拠点		0箇所	0箇所
		医療拠点		0箇所	0箇所
	ため池（破堤による被害影響人口）		0人	0人	
震災廃棄物発生量*		1万m <sup>3</sup>	4万m <sup>3</sup>		

\*：冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

注：「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

資料：「山口県地震被害想定調査報告書」（H20年度、山口県）